

地域まちづくり活用型 補助申請手続きについて

申請手続きの注意事項

- **耐震性が不足している場合は、耐震改修を行っていただきます**
耐震診断が必ず必要です。その結果により耐震性の有無を確認します(耐震診断の補助もご利用いただけます)
長屋の場合は、原則として、棟全体で耐震性の確保が必要です
- **補助を受けるには、事前(契約・着手前)に手続きが必要です**
まずは、下記の受付窓口へお電話ください。補助要件を満たすかどうかの確認を行います
原則、補助申請を行い大阪市から交付決定を受けた後に、事業者との契約・事業着手を行っていただく必要があります
- **共有名義や区分所有の建物で改修工事を行う場合は、建物所有者全員の同意書(実印)が必要です**
法定相続人が申請を行う場合は、**法定相続人全員の同意書(実印)が必要です**

その他にも補助要件があります
詳しくは受付窓口でご確認ください



区役所との事前協議

- **非営利団体について**
 - 活動団体が非営利団体であること
 - 継続した活動ができる団体であること(最低10年間)
- **地域まちづくりに資する用途について**
 - 地域に開かれた居場所等で、区が認めるもの
 - 営利目的でないこと(実費相当の利用者負担は要相談)
 - 原則として月の半分以上、活動(活用)すること
- **空家利活用事例の情報発信へのご協力について**
 - 空家の利活用事例として、大阪市が情報発信を行うことに承諾していること
(「大阪市の広報媒体への掲載」については、必ずご協力いただく必要があります)

■ 提出書類 (区役所ホームページから様式をダウンロードできます)

インスペクション・耐震診断・耐震改修設計 …様式 B-1、活動計画書、団体の確認書類、付近見取図

耐震改修工事・性能向上に資する改修工事 …様式 B-2、様式 A、団体の確認書類、活動計画書、
今後の活動計画・事業収支予算書・付近見取図・改修計画図

■ 提出先 補助金交付申請の前に、区役所窓口へ提出

受付窓口での事前相談

まずはお電話でお問い合わせください。補助要件の確認等を行います

■ 用意するもの

- ・ 建物所有者全員・建築年次・棟明細が確認できる**固定資産(家屋)評価証明書**
※各区役所でも取得できます
 - ・ 建物の外観が確認できる写真
 - ・ 簡単な間取り図 (手書き可)
- 建築年・共有者氏名・棟明細(合計と棟明細)に
 して取得してください

■ 受付窓口

耐震・密集市街地整備 受付窓口(⑤番窓口)

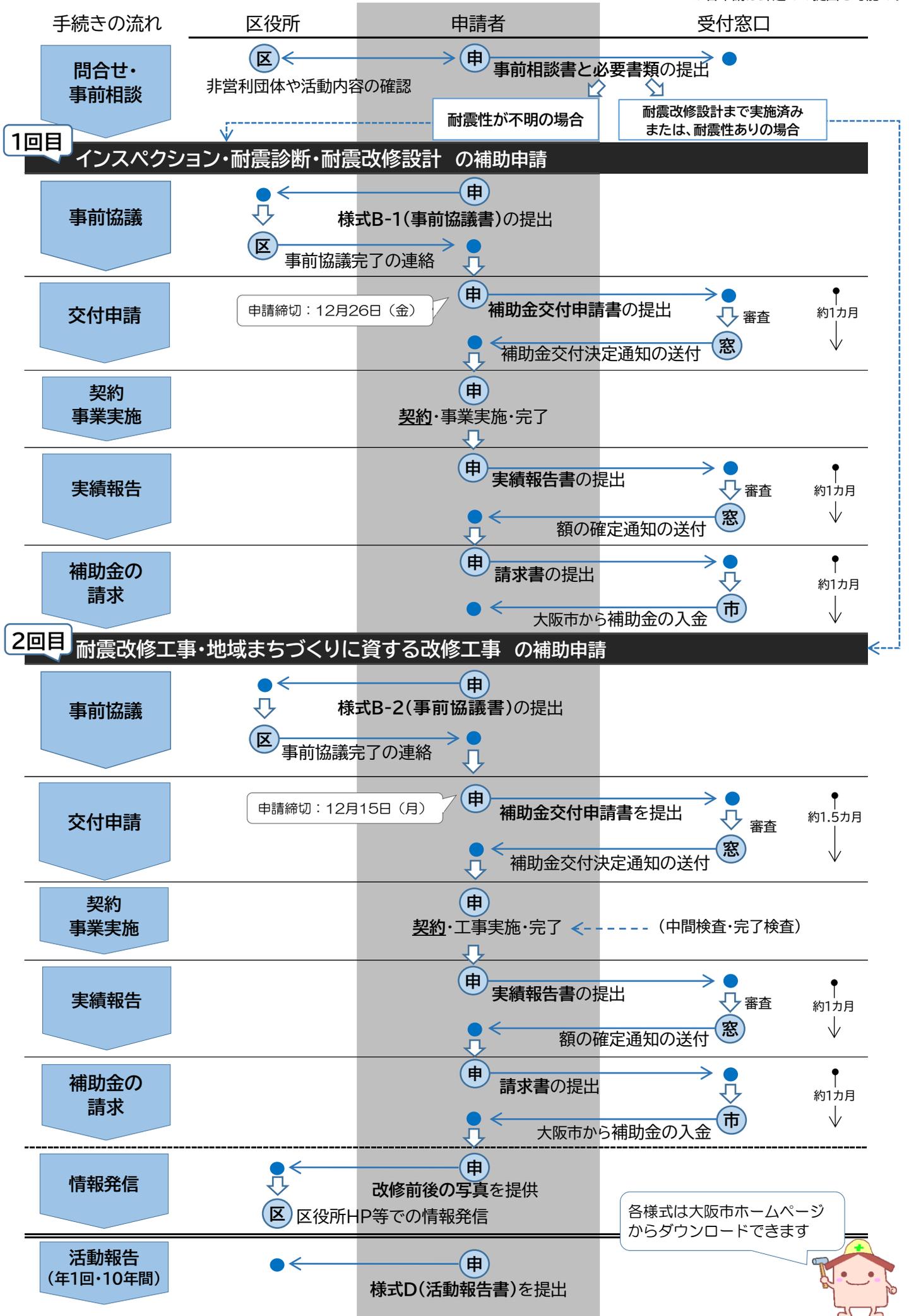
(業務受託者:大阪市住まい公社)

電話 **06(6882)7053**
住所 〒530-0041 大阪市北区天神橋 6丁目 4-20
開館時間 平日(火曜日を除く)・土曜日:9時~17時半
祝日:10時~17時
休館日 **火曜日**(祝日の場合は翌日)、日曜日
祝日の翌日(月曜の場合は除く)、年末年始



補助申請手続きの流れ(令和7年度版)

※各申請は郵送での提出も可能です



※地域まちづくりに資する改修工事が次年度にまたがる場合は、全体設計承認申請が必要ですので、詳しくは受付窓口までお問い合わせください